

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-12
許認可等の種類	生活衛生同業小組合設立の認可			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の4第1項			
許認可等の概要	組合の地区内の一部を区域として、その営業に関する共同施設を行うため、生活衛生同業小組合の設立は、認可を受けなければ設立できない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年11月15日付環指第162号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」</li> <li>・昭和54年12月27日付環指第174号厚生省環境衛生局指導課長通知「環境衛生同業小組合の認可等について」</li> </ul>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	21日			
期間の制定根拠	—			